

世界文化遺産富士山ヴィジョン

—その「神聖さ」と「美しさ」を次世代へと伝えるために—

(ユネスコ世界遺産委員会の指摘・勧告に応じて)

2014年(平成26年)12月24日

富士山世界文化遺産協議会

2015年(平成27年)10月23日

富士山世界文化遺産協議会改定

1 前文

- ア. 富士山は、日本を代表し象徴する日本最高峰の秀麗な円錐形^{えんすいけい}の成層^{せいそう}火山^{かざん}である。その荘厳で崇高な形姿は、日本人の自然に対する信仰の在り方や日本に独特の芸術文化を育み、長い歴史の中で日本人の心の拠り所となってきた。人々は火を噴く霊峰に対して深い畏敬の念を感じのみならず、その神々しく美しい形姿の故に強い憧れの気持ちを抱くようになり、やがて富士山は葛飾北斎や歌川広重の浮世絵を通じて世界中の多くの人々に知られるようになった。
- イ. そのような富士山の価値に基づき、2013年(平成25年)の第37回ユネスコ世界遺産委員会(以下、「世界遺産委員会」という。)は、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」(以下、「富士山」という。)を文化遺産として世界遺産一覧表に記載した。記載決議にあたり、世界遺産委員会は我が国に対して将来的に保全状況をより良いものへと改善していくうえでの指摘・勧告を行い、2016年(平成28年)2月1日までに保全状況報告書を提出するよう要請した。
- ウ. 私たち日本人は、これらの指摘、勧告及び要請を真摯に受け止め、課題の解決及び改善への努力並びに要請に応える努力を惜しんではならない。今や「世界の宝」ともなった富士山の顕著な普遍的価値を次世代へと確実に伝え、国際的にもその責務を十分に果たすことが求められている。
- エ. 富士山の景観には、自然の地形・湧水・植生を基盤として、そこに暮らし^{なりわい}生業^{なりわい}を営んできた人々の長い歴史が刻まれている。同時に、火山としての富士山に向き合い、共生してきた人々の知恵も込められている。世界遺産委員会が示した指摘、勧告及び要請に対しては、『信仰の対象』と『芸術の源泉』の側面を中心としつつ、そのような富士山の景観が持つ特質の全体を視野に入れた保存・活用の考え方・方法を示さなければならない。
- オ. 課題解決への道筋を示し、方法を実践する過程では、行政をはじめ関係の諸機関が中心となって、地域住民を含む国民のひとりひとりが相互の緊密な情報共有と適切な役割分担の下に富士山の保存・活用の施策に効果的に参画し、貢献できるよう、最大限の力を注ぐことが不可欠である。そのような過程を通じ、私たちは世界文化遺産富士山の保存・活用の施策を世界に向けて発信することができるものと確信する。

- カ. 以上の点を踏まえ、富士山とその山麓に居住する人々を含むすべての日本人が、現にある神聖で美しい世界文化遺産富士山の姿を確実に守り、その周辺環境を含めより良い状態へと発展させる決意を込めて、富士山世界文化遺産協議会はここに「世界文化遺産富士山ヴィジョン」を採択する¹。

2 記載決議（指摘・勧告・要請）に至る経緯

- ア. 世界遺産委員会は、富士山の記載決議にあたり「顕著な普遍的価値の言明」(Statement of Outstanding Universal Value)を採択し、富士山の世界文化遺産としての価値が2つの側面から成ることを示した。
- イ. 富士山は、多くの庶民が山頂を目指して登る『信仰の対象』としての山岳の性質を持つとともに、さまざまな文学・美術作品の対象として描かれ、特に 19 世紀前半の葛飾北斎・歌川広重の浮世絵を通じてヨーロッパの美術界に大きな影響をもたらした『芸術の源泉』としての性質も持つ。富士山の顕著な普遍的価値は、双方の性質が融合したひとつの存在だということにある。
- ウ. 世界文化遺産としての富士山の区域は、①「富士山域」、②複数の「登山道」及びその起点となった山麓の「浅間神社」群、③霊地となった山中^{さんちゅう}及び山麓の「溶岩樹型」・「湖沼」・「滝」・「松原」、④「富士山域」に対する「展望地点」など、25の構成資産群から成る。これらは①「富士山域」を中心に山頂から山麓にかけて分散的に存在しており、『信仰の対象』と『芸術の源泉』の両面から相互の関係を明確に認識できるようにすることが、その顕著な普遍的価値を一体として次世代に継承するうえで極めて重要となる。
- エ. 世界文化遺産の区域は、文化財保護法の下に特別名勝・特別天然記念物・史跡・名勝・天然記念物・重要文化財に、自然公園法の下に国立公園の特別保護地区又は特別地域にそれぞれ指定されているのをはじめ、国有林野の管理経営に関する法律の下に国有林野として適切に管理経営されており、文化・自然の両側面から国内的な保護措置が確実に講じられてきた。
- オ. 特に、世界文化遺産への推薦の過程では、富士山の文化遺産としての価値への理解が普及し、保全への施策が大きく前進した。史跡富士山及び名勝富士五湖など、従来からの懸案であった構成資産の候補地を(国の)文化財として指定することができた。また、名勝及び天然記念物白糸ノ滝、天然記念物^{おしのほっかい}忍野八海では構成資産とその周辺の地域の環境整備が進んだほか、山中^{さんちゅう}における定期的な清掃活動や登山者等へのマナー向上の呼びかけによるごみの持ち帰りが進んだこと、環境配慮型トイレの設置が計画的に進んだことにより^{さんちゅう}山中のごみ対策及びし尿処理などの環境面も改善した。

¹ 本ヴィジョンは、本ヴィジョンに基づき策定した各種の戦略・方法とともに、2016年(平成28年)1月に関係省庁(文化庁・環境省・林野庁)及び山梨県・静岡県、関係市町村等が改定した「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」の分冊を構成する。

- カ. 登山道等の管理の手法及び沿道の山小屋の形状、色彩などの改善も進み、「明日の富士五湖創造会議」をはじめ地域社会(コミュニティ)において意思疎通と合意形成の場が確保されるなど、環境の保全への意識も深まりを見せている。
- キ. 以上の経緯を踏まえ、世界遺産委員会は、記載の決議にあたり、これまでの課題解決に向けた地域社会(コミュニティ)の取り組みに言及したイコモス遺産評価書を参照する一方、将来的に残された課題も掲げ、それらの解決・改善に向けて以下のとおり 6 点にわたり指摘を行った。同時に、25 の構成資産から成る資産の全体を「ひとつの存在(an entity)」として、さらには緩衝地帯を含めた「ひとつ(一体)の文化的景観(a cultural landscape)²⁾」として、管理するための方法・体系(システム)を運営可能な状態にするよう勧告を行った。「顕著な普遍的価値の言明」に示された指摘は、山麓における建築物等の規模・位置・配置に係るさらに厳しい制御(以下、「開発の制御」という。)の必要性(need to control more tightly the scale, location and siting of the buildings on the lower flanks of the mountain)に関するものであった。
- また、勧告は、a) 全体構想(Vision)の策定、b) 下方斜面における巡礼路³⁾の特定(delineate the pilgrim routes on the lower slopes)、c) 上方の登山道の収容力(carrying capacity for the upper access routes)の調査研究に基づく来訪者管理戦略(visitor management strategy)の策定、d) 上方の登山道等の総合的な保全手法(overall conservation approach for the upper access routes)の策定、e) 来訪者に対する顕著な普遍的価値の伝達・共有のための情報提供戦略(interpretation strategy)(以下、「情報提供戦略」という。)の策定、f) 経過観察指標(monitoring indicators)の拡充・強化の6点であった。
- ク. さらに世界遺産委員会は、2016(平成 28 年)の第 40 回会合において審査するために、上記の a)~f)の勧告のほか、危機管理戦略の策定及び文化的景観の手法を反映した管理計画の総合的な改定を含め、2016(平成 28 年)2月1日までに進展状況を示した保全状況報告書を提出するよう我が国に要請した。

3 ヴィジョン策定の趣旨

- ア. 上記の経緯を踏まえ、富士山世界文化遺産協議会は以下の4点から成る趣旨の下に「世界文化遺産富士山ヴィジョン」を定める。
- イ. 世界遺産委員会の記載決議(37COM 8B.29)に示された指摘・勧告を十分に尊重し、富士山の顕著な普遍的価値を次世代へと確実に伝えるために、推薦・記載への過程で前進し

² 世界遺産委員会の勧告の冒頭に言及する” a cultural landscape ”は” an entity “と対を成していることから、双方の不定冠詞” a” の訳語には共通して日本語の「ひとつの」という修飾語を付すこととする。ただし、” a cultural landscape ”の場合には、「ひとつの」は「一体の」と同義である。

³ 「下方斜面における巡礼路」とは、富士山の神聖性に関する境界の一つである「馬返し」より下方の斜面に位置し、それよりも上方の登山道と山麓・山中の霊地とを結ぶ巡礼路を指す。

た文化遺産の保存・活用、周辺環境の保全に対する意識・取り組みを将来に継承し、それらをさらに浸透・発展させる。

- ウ. 顕著な普遍的価値の2つの側面を成す『信仰の対象』と『芸術の源泉』は、それぞれ富士山が持つ「神聖さ」・「美しさ」という特質に深く関連している。これらの2つの特質を維持・向上させ、25の構成資産から成る「ひとつの存在(an entity)」として一体の管理を行うために、各種の戦略・方法を定める。
- エ. 富士山の裾野を含む山麓の区域は、長く人々の暮らしや^{なりわい}生業の場となり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史を持つ。また、火山と共生してきた人々の知恵も込められている。そのような歴史を踏まえ、望ましい土地利用の在り方を展望し、富士山が持つ顕著な普遍的価値の継承を前提として、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」としての管理を行い、人間と富士山との持続可能で良好な関係を築くため、各種の戦略・方法を定める。
- オ. 上記の諸点を実現し、管理の方法・体系(システム)を運営可能な状態にするために、地域社会における関係者間の合意形成のみならず、広く国民の間における理解の醸成に努め、当面して効果が期待できる保存・活用の施策を着実に実現するとともに、実現までに長期を要する施策を段階的・計画的に進める。

4 「ひとつの存在(an entity)」・「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用

- ア. 戦略・方法の策定にあたっては、25の構成資産から成る世界遺産富士山を「ひとつの存在(an entity)」として管理するのみならず、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」としても管理するために、適切な手法・機構を反映した保存・活用を目指すこととする。
- イ. 富士山は『信仰の対象』及び『芸術の源泉』を表す「ひとつの存在」であり、個々の構成資産を孤立分散的に捉えてはならない。
「ひとつの存在(an entity)」としての管理手法を反映した保存・活用とは、「登拝・巡礼に基づく25の構成資産の相互のつながりを明確化するとともに、芸術作品に基づく2つの展望地点(本栖湖西北岸の中ノ倉峠／三保松原)から富士山に対する良好な展望景観を維持し、両者を認知・共有できるようにすること」である。
それは、「信仰の対象」としての性質を考慮した「望ましい富士登山の在り方」を展望するとともに、「芸術の源泉」となってきた富士山の「良好な展望景観の保全」を目指すものでなければならない。
また、山頂への登山、山中^{さんちゅう}での周遊、山麓における観光・レクリエーションなどとの適切な調和・共存・融合の戦略・方法へと具体化することが求められる。
- ウ. 『世界遺産条約履行のための作業指針』第47項は、文化的景観を「人間と自然との共同作品」と定義する。

上記の定義に基づき、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用とは、『人間と自然との調和的な共存』の観点を踏まえ、25の構成資産が現在までの長い歴史の中で『信仰の対象』と『芸術の源泉』の両側面において地域社会の生活・生業(観光を含む。)とどのような関係を保持し進化させてきたのか、さらには将来的にどのような関係に進化・発展させていくべきなのかを導き出すこと」である。

それは、山頂・山中・山麓へのアクセス及びそこでのレクリエーションに対する社会的要請と、顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」・「美しさ」の維持とを融合させ、構成資産のみならず、その周辺環境も含め、両者間の相反する課題を調和的に解決していくための考え方・方法を示すことである。

さらにそれは、構成資産のみならず緩衝地帯を含め、地域社会(コミュニティ)の積極的な関与の下に望ましい土地利用の在り方を展望することにつながり、「神聖さ」・「美しさ」の観点から富士山の良好な展望景観を維持するために阻害要件の改善及びその発生の確実な回避を目指すことにもつながる。

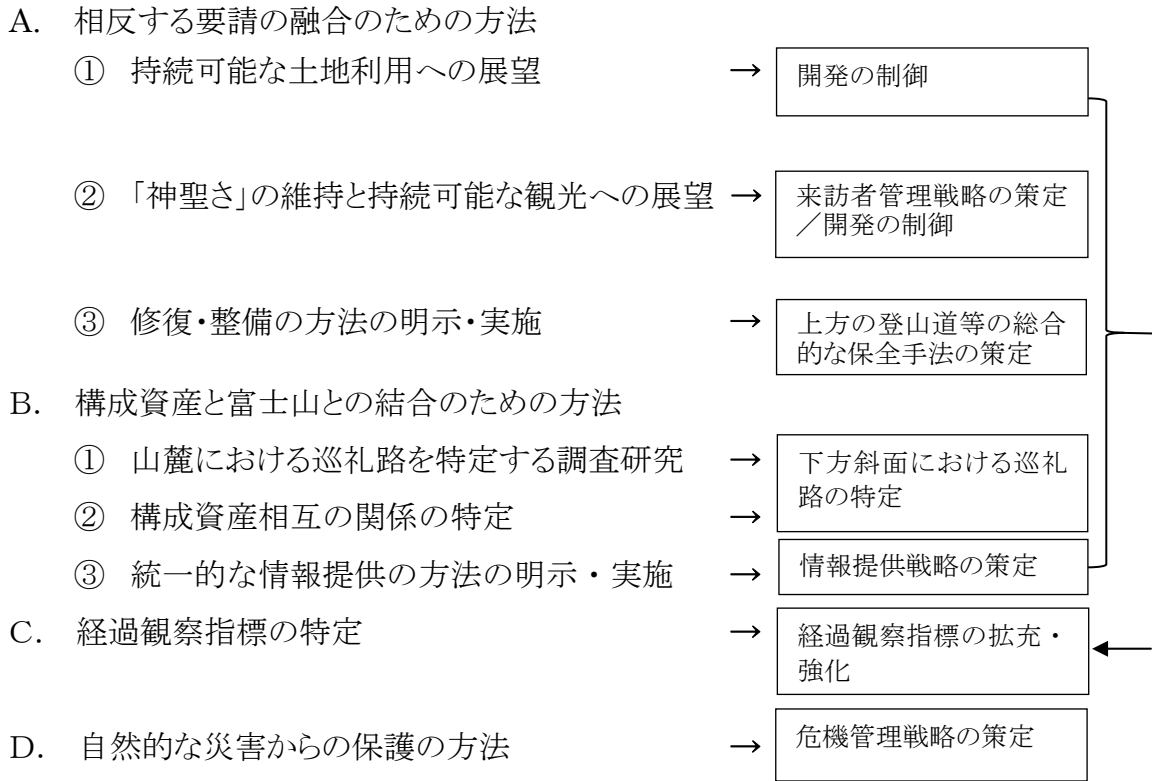
エ. 世界遺産委員会の決議に示された指摘・勧告を踏まえ、上記した「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用の定義に基づき、諸課題の解決・改善の方法を明示する。

- A. 「アクセスや行楽の提供」と「神聖さ・美しさという特質の維持」という相反する要請の融合(fusion)を促す方法を定めること
- B. 構成資産相互のつながり(relationship)を描き出し、構成資産と富士山との結合(link)に力点を置きつつ、どのように全体を「ひとつの存在(an entity)」として管理できるのかに関する方法を定めること
- C. A・B を踏まえ、構成資産相互のつながりに注目しつつ、それらを総体として捉える「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の観点からの管理の方法を示すこと

オ. 上記の点を踏まえ、課題の解決・改善のための戦略・方法を明示するとともに、それらの実施状況を的確に把握するために、経過観察指標を拡充・強化(Strengthen the monitoring indicators)する。

特に A・B に係る以下の各項目は相互に関連しており、各戦略・方法の内容には分ちがたく結びついている部分があることにも十分な留意が必要である。例えば、下方斜面における巡礼路の特定に関する成果は顕著な普遍的価値に関する情報提供戦略へと適切に反映させることが求められる。また、来訪者管理戦略は上方の登山道等の総合的な保全手法とも不即不離の関係にあるほか、災害発生時における登山者等への情報提供の在り方は危機管理戦略とも深く結び付いている。したがって、個々の解決・改善のための戦略・方法を適切に区分して示すとともに、相互の関連性についても各々の戦略・方法において記述することとする。

その構造は以下のとおりである。



カ. 諸課題に対する解決・改善のために策定した戦略・方法の骨子は以下に示すとおりである。
 なお、それらの詳細は別の文書として整理している。

A. 開発の制御(世界遺産委員会決議文の「3. 顕著な普遍的価値の言明の採択」の「管理及び保護の要請」において示された指摘事項)

山麓における建築物等の開発圧力の早期把握、地域住民との合意形成等を含めた行政手続の充実、保全に対する社会全体の機運醸成等を図る。また、個別に改善等が必要な事項は、即効的対策を着実に進めた上で、抜本的対策を計画的に実施する。

B. 来訪者管理戦略の策定(世界遺産委員会決議文の「4. 勧告」において示された事項のc))

ユネスコの世界遺産管理マニュアル等を参考としつつ、「望ましい富士登山の在り方」の実現に向け、「上方の登山道の収容力」(登山者数)を中心とした調査研究を行い、その成果に基づき、登山者数を含む多角的な視点からの複数の指標及び望ましい水準を設定する。

登山者数の平準化や安全登山等の普及啓発の推進、山麓地域への誘導及び周遊等の施策を実施し、指標に定めた望ましい水準及び施策の実施状況のモニタリングを行う。

C. 上方の登山道等の総合的な保全手法の策定(世界遺産委員会決議文の「4. 勧告」において示された事項のd))

上方の登山道、山小屋及びトラクター道の三者の関係性に着目しつつ、来訪者管理戦略で定めた施策を確実に実施し、来訪者による登山道への影響の抑制を図るとともに、三者の保全に当たっては、自然環境や神聖さ等に配慮した材料・工法を選択する。

D. 下方斜面における巡礼路の特定(世界遺産委員会決議文の「4. 勧告」において示された事項の b))

今は使われなくなった巡礼路の位置・経路の特定に加え、構成資産相互の歴史的な関係性を示すため、調査・研究体制の確立と充実を図り、これまでの調査・研究成果を取りまとめるとともに、来訪者が構成資産相互のつながりを容易に認知・理解できるよう、その成果を情報提供戦略へ計画的・段階的に反映させる。

E. 情報提供戦略の策定(世界遺産委員会決議文の「4. 勧告」において示された事項の e))

上記の調査・研究成果を反映した顕著な普遍的価値の伝達を行うため、情報発信の拠点を整備するとともに、ガイド等の育成や効果的な情報提供の方法を定める。また、富士山の保全又は登山に必要な情報提供を併せて実施する。

F. 経過観察指標の拡充・強化(世界遺産委員会決議文の「4. 勧告」において示された事項の f))

富士山包括的保存管理計画に定めた指標に基づく経過観察を確実に実施するとともに、今回、課題の解決・改善のための方針・方法として明示した各種の戦略・方法の実施状況を継続的に把握し、評価・見直しを行っていくため、観察指標を拡充・強化する。

G. 危機管理戦略の策定(世界遺産委員会決議文の「5. 要請」において示された事項)

噴火・風水害等の災害から来訪者・住民の生命及び財産を保護するとともに、世界文化遺産の構成資産を保全するため、国又は各自治体で策定された各種防災計画等に基づく対策を推進する。

5 地域社会（コミュニティ）の役割

4に示した課題の解決・改善の戦略・方法を実行し、管理の方法・体系(システム)を運営可能な状態とするためには、広く地域の住民及び関係行政機関を含む地域社会(コミュニティ)全体の果たす役割が極めて大きいことに留意が必要である⁴。そのため、以下の5点を念頭に置くことが不可欠である。

- 1) 地域社会(コミュニティ)の全体が、「ひとつの存在(an entity)」として富士山が持つ顕著な普遍的価値を理解し、世界文化遺産として記載されたことの意義・重みを深く認識することが重要である。そのため、山梨県・静岡県及び関係市町村は相互に連携し、文化庁・環境省・林野庁をはじめとする国の関係機関の協力・支援の下に、学術的に根拠に基づく文化財の保護(保存・活用)を確実に進めるとともに、科学的知見に基づき自然公園の保護を超えない利用を原則としつつ、開発の制御への対策及び6つの戦略・方法に定めた対策を確実に進める。
- 2) 特に「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の観点から上記の取り組み・施策を息長く続けていくためには、地域社会(コミュニティ)における不断の議論・実践・点検が求

⁴ 遺産保護に地域社会(コミュニティ)が果たす大きな役割については、2012年(平成24年)11月に京都において開催されたユネスコ世界遺産条約採択40周年記念会議の決議においても強調された。

められる。したがって、山梨県・静岡県及び関係市町村は、地域社会(コミュニティ)を構成するひとりひとりが保存・活用の取り組み・施策に積極的に参加できるよう、多様な議論・実践の場を持続的に確保し、実現の過程を定期的に点検できるようにする。

- 3) 開発の制御への対策及び6つの戦略・方法を推進し充実させるためには、地域社会(コミュニティ)を構成する住民をはじめ、富士山の保存・活用の諸事業に携わる諸団体、富士山の調査研究に関わる研究調査機関、学校等の教育機関の関係者等が相互の役割を明確に認識し、富士山の保存・活用に効果的に参画・貢献できるよう努めることが重要である。
- 4) さらに、日本国内及び海外からの来訪者・登山者は、自らの果たす義務と役割を十分に認識し、適切な保存・活用に参画・貢献できるよう、関係諸機関が協働して広く情報の提供と意識の醸成に努めることも必要である。
- 5) 上記の事項を実現するためには、富士山世界文化遺産協議会が中心となって、関係者及び国民の間でのさらなる理解の醸成に努め、緊密な情報共有と役割分担の体制を充実させることができるよう、その責務を十全に果たすこととする。